

令和5年11月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年11月20日（月）午後1時30分～午後2時57分		
場所	さぬき市役所3階 301・302		
	議事録署名委員の指名について		
日程第1	諸報告		
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～7号)	
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第8～14号)	
日程第4	農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について	(会長提出議案第15号)	
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について	(会長提出議案第16～18号)	
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第19～21号)	
日程第7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第22号)	
日程第8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第23号)	
日程第9	その他		
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 樫村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政 (会長)		
欠席委員	なし		
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査		
農林水産課	玉木省三副主幹		
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員		
傍聴者	なし		

帳地目、現況地目ともに田及び畑、地積合計5,425㎡。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、新規就農。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は現在0㎡、受人従事数は1人です。本日ヒアリングを実施した案件です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南約1.3kmに位置しております。譲受人は現在●●●●●●にお住まいですが、譲受人から農地のほかに住宅や倉庫、農業用機械を購入し、移住する計画です。現在は農地を所有しておりませんが、親が所有している農地で水稻やラッキョウの耕作の手伝いをしていたそうです。申請地においては、地元農家の方にも協力してもらいながら、田では水稻、畑では白菜を耕作するとのことでした。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

まず、●●地区から。

山下加代子委員

先日、15日に見に行きました。周り、きれいにもう野菜作っていましたので問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第2号のご報告を致します。私たち11月18日に現地確認を行いました。●さんは●●でも立派な農業者です。それで、田もきれいに管理されてましたし、言うことありません。皆さんよろしくご審議いただきたいと思えます。

続いて、第3号についてご報告致します。これは●●なんですけれども、11月18日に現地確認を行いました。この土地の前に空き家があって、その空き家の南側、裏側にこの92㎡の土地がありました。雑草が生えておりましたが、多分これは、私たちみんな想像したんです。空き家を買って、ここを家庭菜園にするのと違うのかなと話しておりました。そうしたら、今、説明聞きますとその通りだったので、言うことありません。よろしくご審議をお願い致します。

それと、第4号についてご報告致します。11月18日、現地確認を行いました。この●●●●の●●さんは立派な農業者です。お米作りも大変うまいんです。現地を見ましたらトラクターで整地されて、保全管理が十分に行われておりました。よろしくご審議お願い致します。

第5号につきましてご報告致します。これも11月18日、私たち現地確認しました。現況は13筆の田となっておりますけれども、行って見ましたら、きれいに1枚の田に整地されて、もう既に小麦が発芽しておりました。私たちよろしいのではないかと判断致しました。よろしくご審議をお願い致

松岡浩二委員 第9号と第10号、同じ場所にありますので、11月15日に委員全員で現地確認を行いました。もうこれにつきましては荒廃地で山林化している状況が確認できましたので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 第11号についてご報告致します。私たち11月18日に現地確認を行いました。ちょっとクエスチョンマークのところもありますので、詳しくは●●地区の●●さんから説明をお願いしたいと思います。

藤井 修委員 この案件につきましては10月にかけての案件で、もう一度また11月にかけてとるんですけども、先日、18日に再度、現地調査を致しました。それで、結論からいくと、笹は、要するに真竹とか孟宗竹が生えとって広がっているというんじゃないし、笹だけですので、これはやっぱり山林化とは言えないというのが一応、現地視察も再びやったんですけど、やっぱりこれ、笹が広がるとるのは本当に確かなんですけども、これを山林化と言うのは、それはちょっと甘いんじゃないかなと。

笹についてはちょっと話しよったんですけども、やはりまず勢いがあるときに除草剤、ちょっと濃いめのをやれば十分また、ユンボとかそういうような大型機械を入れずに、トラクターで十分耕うんできるということなので、これはもう、3筆とも、1筆は、●●●●については多少、木は生えとるのは確かです。それは見ました。だけど、全体的に山林化しとるわけではないので、この3筆とも、しっかり、笹は茂るとるのは確かです。

やはりこれを山林化と言うのにはちょっと甘すぎるんじゃないかということで、10月のとおり、もうそのまま、非農地証明はちょっと難しいなということで結論を出しました。以上です。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から説明をお願い致します。

十川隆行委員 12号案件ですけども、今、説明があったとおりです。そのとおりなんです。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

戸田修治委員 13号案件につきましては、ここに書いているように、30㎡でして非常に狭いところで、トラクターや何かも入りません。現況は柿の木が3本ほど生えてましたけども、小ぎれいにはされていました。ですから、これはちょっと農地という話でもないと思います。

それから、14号については、先月の申請に出されていた、先ほどの説明なんですけども、現況山林では無理やということで却下しましたが、今回、原

野いうことで、原野と山林の区別が私もちょっと十分つかんのですが、差し支えなければ、それは同意してもいいんじゃないかという結論には達していませんけども、よろしくご審議ください。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第14号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

はい、どうぞ。

十川隆行委員 今、●●の委員さんもおっしゃいましたけども、原野と雑種地の違いをどなたか説明していただけると幸いです。

事務局 山林と原野の違いですが、山林はもう木が生い茂って、ほんまの山みたいな感じ。原野は低い木とか、山林ほど高い木が生えてないんですが、背のあんまり高くない雑木というかが生えておる状態が原野です。

十川隆行委員 雑種地は。

事務局 雑種地は、いろいろと使えるんですが、例えば駐車場とか。宅地に近いけど宅地として使っていないところは、ふだんはもう雑種地として扱われています。

大塚ノブ子委員 今、●●さんから説明を受けましたけれども、原野化、今、低い木とおっしゃいました。低い木ってどのくらいのことを。大体目安になるような高さを言うてくれとったら、それに従います。

事務局 人よりかは低いぐらいです。

大塚ノブ子委員 それだったら納得いきます。ありがとうございました。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、先ほど11号は意見が出ましたので、11号を除いて第8号から第14号につきましてお諮りします。議案第11号を除く議案第8号から第14号について異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号を除く議案第8号から第14号を原案のとおり認めることと致します。

それでは、議案第11号につきましてお諮りします。どうでしょうか、議案第11号。

藤井 修委員

何か事例で、笹が出えへんように何かあると思うけれど、それどういう。やっぱり、今、事務局のほうでは笹は竹と一緒に扱いということになっただけなんですけど、どうも、●●地区では、それはもう草刈りしよったら十分のくがという判断で、これはちょっと再生可能やという判断はしとるんですけど、何かそういう事例ちょっと、あるというふうに聞いてったので、ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

それと、説明の中でもあったのですが、この農地、この出とる分の中で、●●●●番いうのは再生が困難と見込まれる赤判定の判定はされているのです。細長いのが2つ並んだほうの西側の農地、あれは赤判定が出でています。ですから農地として復旧できないので、パトロールのときに見られとるので、その隣も同じような状態になっているので、山林でなく原野だったらこれで、非農地証明でいけるのではないかと事務局では考えます。

議長（会長）

前任者の農地パトロールのときに、これはもう農地ではない、原野かなと。

大塚ノブ子委員

●●さん、見とるんですね、パトロールのときに、これを。

藤井 修委員

それは見えています。

大塚ノブ子委員

その判定を出しとるんでしょう、結果を。

議長（会長）

赤判定が出とるらしいんですけど、どう致しましょうか。

松岡浩二委員

この対象の農地以外、その周りにはどんな状況なんですか。

大塚ノブ子委員

そこが山になったら、下に今度イノシシが出ます。

岩澤佳宣委員

周りは普通の畑や。ほかの畑は作っている。

大塚ノブ子委員

都会にいるから、農機具も何もないんです。

岩澤佳宣委員

細長い畦畔みたいなところですよ。

事務局

その農地、多分、機械とかは入りにくいところだと思います。

大塚ノブ子委員

それは分かります。

議長（会長）	道が狭い。
事務局	はい。
岩澤佳宣委員	ほとんどが畦畔でしたよね。
事務局	ちょっと低うなって。
岩澤佳宣委員	ほとんどが畦畔の部分があって、上、平らなところはほとんどないような状態だったと思います。
藤井修委員	●●●●は、しっかり聞いてないけども、ぱらぱらは木が生えてます。
吉原博美委員	笹があつたらもう認めたらええんちゃうん。
議長（会長）	だから、農地パトロールではもう赤判定をなされておるといことです。
眞田幸隆委員	原野いうたら、要は農地であって一切手が加えられていない状態で放棄、耕作が適当じゃない、そういうのがいわゆる原野という判定でいいと思いますけど。 雑種地と原野の違いいうたら、要は原野いうたら、ほかの目的で使われとるのは一部の駐車場的に使うとるとか資材置場とか、そういうのが雑種地という扱いで、手を入れずに、要は耕作が不能な状態になってる、そういうのをもう原野扱いという判定でいったらいいと私は思うんですけど。
岩澤佳宣委員	手つけなんたらええいうんだったら、いかんがのう。あそこは手つけてもらわないかん。
眞田幸隆委員	もう、手をつけずに何年耕作してないかが、土地によって生育の状況も変わってくるので、何年程度使うてないところをもう原野とみなすいう、そういう判断にしてもいいんじゃないかなと思うんですけどね。そうでなかったら、大体目安をしてなかったら、見る人の目によって変わってくるじゃないですか。
議長（会長）	今のご意見からしますと、やはりもう機械が入りにくいからそのまま放棄地になっておる、それで赤判定になっているという。ただ、そこを草を枯らし竹を枯らしてやっても多分また、機械が入りにくい田んぼらしいので、また原野になる可能性はありますね。
大塚ノブ子委員	それと、この人自体がこっちに住んでないから、そんなには手入れはできんと思います。

議長（会長）　　ということで、●●委員さん。

藤井修委員　　逆に原野としてはな。

議長（会長）　　どうしますか。

大塚ノブ子委員　　原野としてよろしいです。

議長（会長）　　いいですか。それでは、議案第11号を原案のとおり認めることに異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、原案のとおり認めることと致します。
日程第4　農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第15号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局　　今月の第5条の承継を伴う計画変更の案件は1件ございまして、面積にして495㎡の1筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書5ページからでございます。

会長提出議案第15号と会長提出議案21号の5条申請には関連がありますので、併せてご説明致します。

会長提出議案第15号、地区番号5、受付年月日、令和5年11月1日。前譲受人、●●●●様、承継者、●●●●●、●●●●様、持分2分の1、●●●●様、持分2分の1。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目雑種地、地積495㎡。変更前の転用目的、住宅・物置、変更後の転用目的、非農家の自己住宅。権利、所有権移転売買。農地区分、第2種農地。旧許可日、昭和60年1月26日。

続いて、会長提出議案21号についてご説明致しますので、議案書の7ページをお開きください。なお、先ほどご説明した第15号と重複する部分については省略して説明させていただきます。

会長提出議案21号、譲渡人、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様、持分2分の1、●●●●●様、持分2分の1。転用目的は非農家の自己住宅で、建築面積は116.76㎡。工事着完予定年月日は令和6年1月1日から令和6年6月30日。資料と致しましては21ページから22ページで、位置図を21ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約600mに位置し、隣接については、田、宅地及び水路に接しております。

用途区分、第二種中高層住居専用地域。資料と致しましては23から24ページで、位置図を23ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の南東約260mに位置し、隣接については、田、宅地、雑種地及び道路、水路に接しております。申請者は主に小売業を営む法人であり、申請地については平成20年5月27日に露店駐車場用地として転用許可を受けておりますが、予定していた期間内に事業計画を完了できなかったため、工事完了日を令和6年5月30日に延長する旨の事業計画変更申請がありました。平成20年当時許可を受けた●●●●●●●●については申請人が令和3年3月1日付で吸収合併しておりますが、申請地においては引き続き●●●●●●●●の屋号にて事業を継続しており、事業主体に変更はなく、転用計画についても申請人において実施する旨の経緯書が添付されています。転用目的に変更はなく、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第17号、地区番号5、受付年月日、令和5年11月1日。申請人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計100㎡。建築条件付売買予定地の転用期間変更の申請で、変更前の転用期間、令和2年10月19日から令和5年10月18日、変更後の転用期間、令和2年10月19日から令和8年10月18日。農地区分、第2種農地。8棟中7棟は工事完了しております。資料と致しましては25から26ページで、位置図を25ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の北約930mに位置し、隣接については、宅地、雑種地及び道路、水路に接しております。申請者は不動産業を営む法人であり、申請地については令和2年10月19日に建築条件付売買予定地として転用許可を受けておりますが、予定していた期間内に事業計画を完了できなかったため、工事完了日を令和8年10月18日に延長する旨の事業計画変更申請がありました。転用目的に変更はなく、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第18号、地区番号5、受付年月日、令和5年11月1日。申請人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●●他1筆、台帳地目、現況地目ともに宅地、地積合計308.97㎡。工事完了前にもかかわらず地目が宅地となっておりますが、これは都市計画法第36条第2項に規定する検査済証を添付し、既に地目変更登記を行っているためです。分譲住宅の転用期間変更の申請で、変更前の転用期間、令和元年10月1日から令和4年9月30日、変更後の転用期間、令和元年10月1日から令和7年9月30日。農地区分、第2種農地。16棟中14棟は工事完了しております。資料と致しましては27から28ページで、位置図を27ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の北東約490mに位置し、隣接については、宅地及び道路、水路に接しております。申請者は不動産業を営む法人であり、申請地については令和2年2月27日に分

譲住宅として転用許可を受けておりますが、予定していた期間内に事業計画を完了できなかったため、工事完了日を令和7年9月30日に延長する旨の事業計画変更申請がありました。転用目的に変更はなく、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、●●地区からお願いします。

林文夫委員

昨日3人の委員で確認しましたが、ペンキとりボンらしきものがところどころにありまして、確認しやすいようになっておりました。これをどのように理解したらいいか、農業委員の立場で言えるか分かりませんが、この20年の分が終わっていて放ったらかしにされとった段階で今回延長ということは、もうそろそろ工事が動くということを意味するんですかね。別に結構な話ではあると思いますけども、いつこうのが上がってくるのが本来の趣旨なんですかね。終わったらすぐ上がってこずに、放っとかれても構わないのですか。

事務局

本来であれば、工事期間中に完了して工事完了を出してくるというのが一番いいパターンなんですけど、今回この●●●●さんの駐車場の場合は、隣接農地所有者とかじゃない地元の方からちょっと反対というか、の声があって、ちょっと工事が途中で止まっとったみたいなんです。それで、県とか市のほうから工事しなさいよとか計画の変更申請を出しなさいよという指導を以前、何年か前にしとって、それがやっと工事が動けるような状態になったので出してくれてきたという形になります。

林文夫委員

今、私、●●の●●地区にいますけども、渋滞する道路の、●●●●の駐車場の一番北のところ、この11月から工事に入るという案内が来とるんです。まだ、11月入ってますが工事してませんけども、そういう関係とセットになって動く話になるんですかね。そういう理解でいいんですかね。

事務局

そうですね。県道の拡幅の工事とかに合わせてするということでした。

林文夫委員

ちょっと農業委員を離れるかもわかりませんが、覚悟はして来ましたので、どうぞよろしくをお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

17号、18号、いずれも工事期間の延長なので特に問題ないと思います。

の東約200mに位置し、隣接については、畑、宅地及び道路に接しております。譲受人は縫製加工業を営む法人であり、譲渡人が代表取締役です。申請地については、資材を保管する倉庫、資材置場、駐車場用地として、昭和53年頃に転用許可を得ずに造成、建築したものであり、このたび無断転用であることが分かり、是正のため申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第21号につきましては、会長提出議案第15号の承継を伴う事業計画変更申請と併せてご説明しておりますので、割愛させていただきます。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

●●地区からお願いします。

山下加代子委員 先日見に行きましたけど、別に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員 先日、11月15日に委員全員で現地確認しました。無断転用の是正ということで特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 21号議案ですが、昨日みんなで見に行きまして、既に両サイドともに宅地になっていまして、ここも雑種地というのか、建物の跡で不陸があるような土地です。それで、住宅ができるということですから特に問題ないのかと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第19号から第21号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案19号から第21号につきましてお諮りします。議案第19号から第21号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第19号から第21号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第22号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の2番から4番が●●委員、29番、30番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第22号についてご説明致します。

農地の貸し借りについての説明で、議案書8ページから10ページとなっております。

個人が4件、法人2件、中間管理機構15件の合計21件となっております。21件のうち新規16件、再設定5件となっております。21件のうち貸借権4件、使用貸借権17件となっております。

貸借権の内訳としまして、10,000円1件、5,000円1件、2,000円2件となっております。

期間は、10年8件、9年11か月2件、6年7件、5年2件、2年11か月2件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた44件についてご説明します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人20件、法人24件となっております。設定する権利等の種類は、貸借権15件、使用貸借権29件となっております。期間は、10年29件、9年11か月2件、6年13件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して審議に入ります。質疑等ある場合、整理番号等を指定の上、ご発言ください。

はい、どうぞ。

十川隆行委員

整理番号14番、●●●●さんの土地を借りる、この田んぼの場所をちょっと教えてもらえますか。問題がある土地ではないん。●●●●さんの土地は今、管理不行き届きになって、ちょっと問題が起きとる。この土地がそれかなと思ったんやけど、違うかったらええんやけど。

議長（会長）

どうぞ。

戸田修治委員

19号案件なんですけども、新規就農の●●●さん、土地探しよったこと

で私のほうにも連絡が来ましたが、この貸手のほうですけども、●●さん、この人のハウスの跡なんですけども、基礎があつたりなんかして草ぼうぼう、もうずっと。その一部であると思うんですけども、今回貸すのは。それで残つとるのがその近所に物すごい迷惑かけとるんです。事務局のほうからも多分通達していただいとると思うんですけども、もうずっと改善されていないので、そのあたりをひっくるめて、条件か何かつけられるんだつたらつけてほしいんですが。

十川隆行委員　　今、整理番号14ですけど、これって借主が変わるんですか、それともそのままですか。継続か。

事務局　　更新面積が入つとるんで、継続案件です。

十川隆行委員　　これ先月か先々月かに私のほうが言うた案件ですよ。管理の不行き届きということで。ほんで、これこのまま認めたら調子悪いんですけど。あの後もまだ全然刈ってません。作業機、放りっ放し。

議長（会長）　　もう、しとっても草を管理せえへんのや。それをそのまま引き継いでええんかという話や。

十川隆行委員　　誰が言うたん、あれ。刈ります言うたやろ。その後すぐ、稲は刈った。稲刈る入り口とか邪魔になるところだけ。あと何ちゃしてない。

岩澤佳宣委員　　ぐるりの管理ができよらんのやな。

十川隆行委員　　全然。セイタカアワダチソウが2mになつとる。

事務局　　作付もしてないんですかね。作付もしてなかったという話ですか。

十川隆行委員　　作付はしとるんよ。

岩澤佳宣委員　　ほだけん、畦畔やら何やらのぐるりができとらん。

事務局　　周りがもう草ぼうぼうで。

十川隆行委員　　もう蛇がおったり、おっとりしいていかん。

議長（会長）　　ほかの人に迷惑かけとる。

事務局　　条件つけて認めてあげるとか。畦畔の草刈りをする事だつたら認めますとか。

十川隆行委員 それはもうきっちりしてもらわな。どういう返事があったん。向こうへ注文を出したやろ。

事務局 手紙は出しました。

十川隆行委員 手紙やな。

岩澤佳宣委員 手紙では。返事が来とらんいうことやな。

十川隆行委員 来とらんのよ。それ、だめやろ。
ほかの人はどうか知らんけど、私はそうやりませ。これ認めなんたら、ますますひどくなるかもわからんけどな。可能性はあるけど。

議長（会長） 可能性はある。

十川隆行委員 だから今度、持ち主のほうへ言うていかないかん。持ち主はどなん言よるん。これ持ち主変わつとるはずだよ、これ。この●●さんはもう亡くなつとるはずなんよな。

議長（会長） 相続しとるん。

十川隆行委員 いうて、風のうわさで聞いとるけん。ここらにはおらんけん、もう。

議長（会長） ●●やけんな。

十川隆行委員 申請書が出てきとるんやけど、どういうあれで申請書が出てきたんか。申請書を受理したというのはどういうあれか。ちょっと教えてください。

議長（会長） そうしたら、14番につきましては保留と致します。
もう一つ。

戸田修治委員 ほぼ同じです、19も。貸してくれよるのは非常にありがたいんです。管理ができますので。その残った分が家の真ん前ですから、あまりにもちょっと迷惑なので。横はまだ辛抱できるいうて言よった。10年ですよ、でも。

議長（会長） この申請が出とる土地以外が問題ですか。

戸田修治委員 いやいや、この●●さん貸主ですね。すぐ隣の家の前と横とがハウスがあったんですけども、ハウス自体はもう壊しとるんです。ほんで基礎が残ってますから、草刈りするとか、露地にビニールや何か敷いてますでしょう。そ

れが冬場に飛んだり、今現在も2 m以上のセイタカアワダチソウにまだ木がちょっと混ざりよるんです。その横はまだ辛抱できるけども、家の角だけは頼むわという話で私言われとるんです。

岩澤佳宣委員 地図がないけん分からんのを、どこの土地か。

戸田修治委員 この番地で、地番が、家の真ん前が入っとるんだったら構んのですよ、むしろ。そこだけ残されたら、その横の人に見てみたらたまらんですけど。これも当然、申請者は新規就農ですから応援してあげないかんし。

岩澤佳宣委員 貸すほうに問題があるということやろ。

戸田修治委員 3代前の農業委員さんからずっと言われっ放しで、改善はされよるんやろうけど、お手紙だけではちょっと甘いかな思います。

議長（会長） 暫時休憩します。

休 憩

議長（会長） 始めます。

19号につきましては、この案件につきましては別に問題はなかろうと思えます。その外れとるところだったら、やっぱり●●●●さんに直接指導するというので、それでよろしいですか。

戸田修治委員 10年来の課題ですから、早急にお願いします。

議長（会長） それでは、続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である2番から4番、●●委員の関係議案である29番から30番の審議に入ります。

それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局から説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件5件で、使用貸借3件、賃借権2件となっております。期間は10年3件、9年11か月2件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。

以上です。

十川隆行委員 ずっと作っとるのは知っとるんですけども、ここへお会いしに行くこともないので、よう分かりません。そやけど、問題があるという話も聞いておりませんので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第23号について質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第23号についてお諮り致します。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第23号について、原案のとおり承認することと致します。本日上程の議案については以上です。

その他で、何かありませんか。

それでは、農地集積専門員から何かありましたら、ご報告をお願いします。

農地中間管理機構 後でまた。

議長（会長） 以上をもちまして、令和5年11月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、お礼申し上げます。どうもありがとうございました。

（ 2時57分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 9 番

署名委員 10 番